

災害による市営住宅等特定入居実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成 8 年西宮市条例第 4 4 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定（以下「特定入居」という。）に基づき、災害により住宅を滅失した者に対する取扱いを定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅の滅失 災害により住宅が全焼、全壊又は流出し居住の場を失うことをいう。
- (2) 被災者 災害により住宅を滅失したため、災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居している者をいう。

(特定入居者の資格)

第 3 条 この要綱により市営住宅等へ特定入居することができる被災者（以下「特定入居者」という。）は、次の各号に掲げる条件に全て該当する者とする。

- (1) 条例第 7 条に規定する普通市営住宅の入居者資格、条例第 8 条に規定する改良住宅の入居者資格、条例第 9 条に規定するコミュニティ住宅の入居者資格、条例第 1 1 条に規定する特別賃貸住宅の入居者資格、又は条例第 1 1 条の 2 に規定する特定公共賃貸住宅の入居者資格を有する者であること。
- (2) 条例及び西宮市営住宅条例施行規則（平成 9 年西宮市規則第 1 号。以下「規則」という。）を遵守できる者であること。
- (3) 土地又は建物を所有していない者であること。

(特定入居の申し込み)

第 4 条 特定入居の許可を受けようとする被災者は、特定入居の受入が可能になった日から遅くとも応急仮設住宅の退去期日の 1 ヶ月前までに、市営住宅入居申込書に次の必要書類を添えて市長に申し込まなければならない。

- (1) 被災者世帯において日本国籍を有する者にあつては住民票及び戸籍謄本
- (2) 被災者世帯において外国籍の者にあつては住民票
- (3) 被災証明書又は建物り災証明書（申請時に原本を提示すれば写しでよい）
- (4) 市県民税課税証明等の世帯全員の収入状況を確認できる書類
- (5) 世帯全員が不動産を所有していないという申立て書
- (6) その他市長が必要と認める書類。

(資格審査及び斡旋)

第5条 市長は、被災者から前条の申請書類が提出された場合は、速やかに第3条に規定する資格を備えているか審査するものとする。

2 市長は、公募事務に支障のない空き家住宅について、世帯の人員や世帯からの希望も勘案して抽選の方法等により斡旋するものとする。

(入居の決定及び手続)

第6条 前条の規定により住宅の斡旋を決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下、「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

2 斡旋を決定した住宅が、借りに係る市営住宅であるときは、条例第13条第3項に規定する通知をするものとする。

3 入居の手続きは、条例第17条によるものとする。

(入居の決定の取消)

第7条 前条の入居の決定後、入居決定者が次の各号に掲げる事由に該当すると認められるときは、入居の決定を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する特定入居者の要件を欠いていたと認められるとき。

(2) 正当な理由なく前条に規定する手続を行わないとき。

(3) 条例及び規則の規定に違反する行為があったとき又は同規定に基づく市の指示に従わないとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日より施行する。